

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
32	福祉保健局	東京都障害者休業サポート事業について	1 2	障害者休業サポート事業は、障害者休業者（休業者）の休業（以下「休業」という。）を行うものである。この事業は、指定宿泊施設を利用する障害者及び付添者の宿泊費の一部を助成するもので、助成申請受付等の事務は、契約により委託している。ところで、船はこの事業について、①宿泊施設に必ず直接電話して予約する。②本人又は代理人が、複写した利用申込書に記入し受託者に交付し郵送を必要としている。しかしながら、この事業が障害者及び付添者を対象としたものであること、また「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の趣旨を考慮すれば、受付手続について、電話や郵送による手続以外の手段を原則として認めない現状は、改善の余地がある。前記は、事業の受付手続について検討することが必要である。	指定宿泊施設に対するアンケートなどにより受付手続の検討を行い、①については施設によってインターネット等の電話以外の予約方法も可能とし、②については利用申込書のダウンロードによる人手やFAXによる送付も可能とするなどの変更を行った。平成31年度から新しい利用方法による開始する。【1-E】
33	保健医療本部	視覚障害者読書専用プロックの設置について	1 2	松波病院は、精神科を専門とする都立病院であり、内科や外科、眼科等も設置しており、多くの利用者が来訪する施設である。病院において、利用者の利便に供しているかの観点から敷地内の視覚障害者読書専用プロック（以下「プロック」という。）の敷設状況を確認したところ、庶務出入口である西門から本館診療棟内の総合案内所までの約200mの経路には、歩道と車道の進入路とが敷設されていない状況が認められた。病院の敷地内経路は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）による基準には、西門守衛所を案内所としており、守衛が出入口として設置されていることにより、適合している。しかしながら、医療施設であるのみならず都市施設という性格上、一般の施設以上に架設者への配慮が求められ、視覚障害者まで移動することができ、本館診療棟まで移動することから、利用者の利便の向上に繋がる。病院は、西門から本館診療棟までの経路について、	西門の案内所から診療棟出入口について、利用者の利便に供するようプロックの敷設を検討した結果、松波病院の患者のうち、障害者の状況について、視覚障害者よりも運動障害者（下肢、背骨）が多く受診しているほか、認知症等の高齢患者も多く、車椅子の最小幅員は2mであり、点字プロックの敷設で0.5m幅員が狭くなり、車椅子からの脱落等の危険も生じる。このため、点字プロックの敷設は現状の拡大はしないこととし、これ以上は、病院職員と西門守衛との連携により案内を行うよう、改めて周知し、案内員に対して、改めて周知した。今後は、院内の工事等を行う際には、様々な障害を考慮に入れたバリアフリーの観点から設計を行うなど、利用者の利便の向上について総合的に検討し、取り組んでいく。【2-E】

【平成30年工事監査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
34	総務局	アンカー工事の積算を適正に行うべきもの	1 2	道路災害防除工事（28Aの6）は、斜面が崩れないよう対策を行うものうち、アンカー工事の積算について見ると、次の誤りが認められた。アンカー工事の積算は、グラウト材料に使用するセメントの単価には、運搬費が含まれているにもかかわらず、別途運搬費を計上している。構造計算により設計荷重は185KNと算出されたが、誤って400KN以上の施工費を計上している。このため、積算額約410万円が過大なものとなっており、アンカー工事の積算を適正に行われた。	第1庁街地整備事務所は、違背再発防止対策検討P.Tを新たに作成し、チェックシートを新たに作成した。【2-E】 局長、平成30年8月29日にも上木技術交流会を開催した。所は、平成30年7月19日に所内工事系3課において、工事監査意見交換会を開催した。これらの会議により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-E】
35	都市整備局	仮設材運搬費の積算を適正に行うべきもの	1 2	平成28年度処分場内道路維持補修工事、最終処分場内の道路維持補修を行うもので、本工事の契約内容において過防の防止については、建設局過積載防止対策指針によるものとしており、土砂等を現場外へ搬出する場合、作業日ごとに積載量を計測して過積載でないことを確認しなければならないとしている。しかしながら、本工事のアンテナト履材の運搬については、作業日ごとに積載量の計測確認が行われておらず、少なからずアンテナト履材の運搬におけるアンテナト履材の過積載が認められた。	産業物理安全管理事務所は、発注する工事の発注仕様書に、建設局「過積載防止対策指針」の一部内容を具体的に明記することとした。【2-E】 所は、平成30年4月18日に技術職員を対象とした設計・積算・工事監督に係る職能研修を実施し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-E】
36	環境局	アンテナト履材の運搬における過積載防止について受注者を適切に指導・監督すべきもの	1 2		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	議じた措置の概要
37	病院経営本部	1	産業廃棄物の処理について受注者指導・監督すべきもの	都立大塚病院(29)空調熱源自動制御設備改修工事は、劣化した空調用自動制御設備を改修するものである。ところで、東京都機械設備工事標準仕様書では、契約の完了と定められていない。しかしながら、本工事の産業廃棄物関係書類について見ると、工期が3月23日に終了しているにもかかわらず、工期終了後3週間以上におわたり現場に残留している状況が認められた。産業廃棄物の処理について、受注者を適切に指導・監督されたい。
		2	コンクリート工事の施工管理について受注者・監督すべきもの	
38	産業労働局	1	川口治山工事は、護岸等を築造するものである。東京都土木工事標準仕様書(以下「仕様書」という。)では、コンクリートの打込み後の「定期間」を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保障、有害な作用の影響を受けずに、養生しななければならないと定められている。しかしながら、本工事の「書記録写真」について見ると、仕様書に定めるところ、6日間の養生期間を確保できていない箇所が認められた。このため、現場のコンクリートは、設計上の強度を満足しているもの、良質な品質確保に配慮されたものとなっていない。	大塚病院は、工事の施工体制や進捗状況把握のため、新たに施工計画用及び工程管理用チェックリストを作成し、着工前に施工計画書を念頭に確認することとした。【2-1ウ】本議は、平成31年2月22日に施設担当者会議を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-1エ】
		2	28 大田市場事務棟外壁面建具等改修工事は、大田市場事務棟の建具等を改修するものである。専業主業者が一般的に建築工事における諸経費率を用いて計算することとしているが、本工事の諸経費率として見ると、サッシュ工事として専門業者が直接建築工事における諸経費率を用いて計算している。このため、積算額約896万円が過大なものとなっている。専門工事として発注した工事の諸経費の積算を適正に行われたい。	
39	中央卸売市場	1	専門工事として発注した工事の諸経費を適正に行うべきもの	局は、起工時の確認事項として、共通費の計算の際に、建築工事が専門工事なのか確認するため、チェックリスト【2-1ウ】局は、工事担当者会議を平成30年3月22日及び6月28日に開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-1エ】
		2	専門工事として発注した工事の諸経費を適正に行うべきもの	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	議じた措置の概要
40	中央卸売市場	1	水銀ランプ及び蛍光灯の再資源化について受注者指導・監督すべきもの	28 豊田市場花き棟卸売場ほか照明器具更新工事は、豊田市場花き棟卸売場を更新するものである。ところで、本工事の契約図書において、水銀ランプの再資源化については、東京都市建設局等が使用している水銀ランプ及び蛍光灯の再資源化に努めることとしている。しかしながら、本工事で排出された水銀ランプ及び蛍光灯の処理について見ると、水銀を再資源化せずに埋立処分している状況が認められた。水銀ランプ及び蛍光灯の再資源化について、受注者を適切に指導・監督されたい。
		2	アスファルト舗装に使用するアスファルト乳剤について適切な材料を選定すべきもの	
41	建設局	1	暫定道路整備工事(29四一坂35北町)は、都市計画道路放射線第35号線と「設計計画」という。(以下「設計計画」という。)では、大形車の交通量が多い道路に使用されるポリアレン改善アスファルトII型アスファルト混合物(以下「改善アスファルト混合物」という。)を使用する必要があることとしている。しかしながら、本工事のアスファルト舗装の設計図には、改質アスファルト乳剤として見ると、改質アスファルト乳剤(26日)現在、改質アスファルト混合物を使用する部分の施工に着手している状態となっていない。このことは、舗装の性能を長期的に維持する観点から適切でない。アスファルト乳剤について適切な材料を選定されたい。	第四建設事務所は、平成30年9月28日付け指図書により、アスファルト乳剤の指定をした。【1-1エ】局は、平成30年12月1日付けで「積算基準」を改定し、積算システムも改善することでアスファルト乳剤を適切に選択できるようにした。【2-1ウ】T事第一課は「積算に関するチェックリスト」を改訂し、平成30年11月2日以降の照査から活用している。【2-1エ】局は、平成31年2月13日に道路整備を行う事務所を対象とした予算説明会を開催した。平成30年10月18日に所内技術系職員研修(工事監査)を実施した。平成30年11月2日に課内会議を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-1エ】
		2	アスファルト舗装に使用するアスファルト乳剤について適切な材料を選定すべきもの	

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
42	建設局	擁壁の設計を適正に行うべきもの	<p>多摩動物公園アジアンゾウ展示施設整備工事(その3)は、展示施設の新設に伴い園内整備を行うものである。このうち、擁壁の設計について見ると、監査日(平成30年10月3日)の現在、施工に着手していないものの、次の通りが認められた。</p> <p>ア 擁壁の安全計算では、事前に実施した地質調査の結果が粘性土にもかかわらず、誤って擁壁前面に作用する土圧が粘性土と比較して小さい砂質土と設定されていた。</p> <p>イ このため、粘性土として再計算したところ、擁壁背面の上を支えられず、擁壁が転倒するのおそれがある。</p> <p>ウ 局道路工事設計基準では、擁壁の設計については、道路上は擁壁に指針に準じて行うものとしており、擁壁前面側に接してコンクリート水路を設ける場合、擁壁の根入れ深さは、将来予想される水路などの改築に伴う掘削の影響を考慮するため、原則、水路底面より30cm以上確保することとしている。</p> <p>エ しかしながら、本工事の擁壁の設計図では、根入れ深さが、水路底面より約10cmとなっており、十分な根入れ深さが確保されていない。</p> <p>オ 擁壁の設計を適正に行われたい。</p>	<p>東部公園緑地事務所は、平成30年12月3日付指示書により、地盤改良や水路擁壁を行うことで擁壁の安全性を確保した。【1-エ】</p> <p>ア 所において、遡上防止等事務所長に追加し、課長を通じて情報共有を図った。【2-ウ】</p> <p>ウ 所は、所内技術系職員を対象とした「技術担当者会」を平成31年2月5日に開催した。なお、本会は公園緑地部を通じて西部公園緑地事務所にも周知し、公園関係部署全体への研修として実施した。</p> <p>エ 動物園整備担当課は、平成30年10月23日及び11月22日に課内会議を開催した。</p> <p>オ これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>
43	建設局	アスファルト舗装の施工管理について受注者指導・監督すべきもの	<p>路面補修工事(28三三の21・遊熱性舗装)及び歩道復旧工事(28三三の3)は、早稲田通りの歩道の補修及び歩道の整備を行うものである。管理基準として、アスファルト舗装に使用したポリアレー改質アスファルトII型入りアスファルト混合物(以下「改質II型アスファルト混合物」という。)の品質管理理として、動的安定度を確認するため、アスファルトトラックコンクリート試験を行うこととしている。</p> <p>ウ しかしながら、本工事の品質管理記録報告書において見ると、アスファルト舗装の基層に使用した改質II型アスファルト混合物に対するポリアレー改質アスファルトII型入りアスファルト混合物が認められた。</p> <p>エ アスファルト舗装の施工管理について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>第三建設事務所補修課は、指摘趣旨に基きアスファルト舗装の品質を確保し、アスファルト混合物の品質管理理について新たにチェックリストを作成し、平成31年2月以降活用している。【1-エ】</p> <p>ウ 高は、平成31年2月18日に道路整備を行う事務所を対象とした予算説明会を開催した。</p> <p>エ 所は、平成30年10月9日に課長会議を開催した。</p> <p>オ 課は、平成30年9月26日、同年10月29日に課長代理・T.区長会議を開催した。平成31年2月7日に品質確保の充実に向けた研修会を実施した。これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	講じた措置の概要
44	建設局	作業床の端における墜落防止対策について受注者指導・監督すべきもの	<p>白鷺橋下部工事その4(28五-一環3又2日橋補修)は、新設する橋の橋台部とところで、労働安全衛生規則(昭和47年労働安全法第32号)では、高さ2m以下の作業床の端、開口部等が2m以上の作業所には、圍い等を設けなければならないとしている。</p> <p>ウ 作業床の端における墜落防止対策について受注者指導・監督すべきもの</p> <p>ア 作業床の端を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に圍い等を取り外すときは、隣接による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとしている。</p> <p>ウ しかしながら、本工事の工事記録写真を見ると、高さが2m以上の作業床の端での作業において、圍い等を取り外して作業をしているにもかかわらず、安全帯を使用する等の隣接による労働者の危険を防止するための措置を講じていない状況が認められた。作業床の端における墜落防止対策について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>第五建設事務所は、新たに安全確認の項目を追加した、「点検結果報告書」に基づき確認することとした。【2-ウ】</p> <p>ウ 高は、平成31年2月13日に道路整備を行う事務所を対象とした予算説明会を開催した。</p> <p>エ 所は、平成30年12月11日に交通安全対策委員会を開催した。交通安全対策委員会では、10月31日に課内会議を開催した。指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>
45	建設局	人孔設置時における墜落防止対策について受注者指導・監督すべきもの	<p>歩道設置工事及び電線共同溝設置工事は、歩道等の整備を行うものである。ところで、労働安全衛生規則では、高さが2m以上の箇所で行う作業については、場合において堅路により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業を避けなければならないとしている。</p> <p>ウ 作業床を設けることが困難なときは、作業床を設けることが危険を防止するための措置を講じなければならないとしている。</p> <p>エ しかしながら、本工事の工事記録写真について見ると、高さが2m以上の労働者の危険を防止するための措置を講じていない状況が認められた。人孔設置時の墜落防止対策について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>北多摩北部建設事務所は、新たに安全確認の項目を追加した、「点検結果報告書」に基づき確認することとした。【2-ウ】</p> <p>ウ 高は、平成31年2月13日、18日に道路整備を行う事務所を対象とした予算説明会を開催した。</p> <p>エ 所は、平成30年12月19日に交通安全対策委員会を開催した。交通安全対策委員会では、10月31日に課内会議を開催した。指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	識じた措置の概要
46	建設局	1	プロック塀の施工管理について受注者に指導・監督すべきもの	東部公園緑地事務所は、適切に施工管理を行っていないプロック塀を撤去し、基礎等を遵守してプロック塀を再施工し、是正を図った。【1-E】 所は、運搬防止等事例共有を図った。【2-E】 所は、技術系職員を対象とした「技術担当会」を平成31年2月5日に開催した。なお、本会は公園緑地部に所属し、西側公園緑地事務所も所属し、課長会を通じて情報共有を図って実施した。 オリンピック・パラリンピック会場整備事務所は平成30年10月17日及び11月28日に所内会議を開催した。これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-E】
		2		
47	港湾局	1	コンクリート削孔工の積算を適正に行うべきもの	起工部署である監修開発部は、工事変更設計チェックシートを活用する際、複数の職員によるチェックに加え、新たに計画部署によるチェックを行うこととし、チェック機能の強化を図った。【2-E】 局は、平成30年10月2日に監査結果説明会を開催した。関係担当者へ指摘事項を周知した。これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-E】
		2		
48	港湾局	1	しゅんせつ土運搬工の積算を適正に行うべきもの	平成29年度のしゅんせつ土運搬工事は、のぞみ橋の耐震補強を行うものである。このうち、しゅんせつ土運搬工の積算について見ると、土運搬及びしゅんせつ台船のえい航に要する引船の運搬2時間を8時間とすべきところ、誤ってこのため、積算額約71万円が過少なものとされている。しゅんせつ土運搬工の積算を適正に行われた。
		2		

番号	対象局 (団体)	事項 措置区分	監査結果の要約	識じた措置の概要
49	港湾局	1	高所作業について受注者に指導・監督すべきもの	平成28年度各ふ頭防舷材補修及びその他工事は、老朽化した防舷材等を取り替えるものである。このうち、高さが2m以上の箇所では、高さが2m以上の作業床を設けることか防護を防止するための措置を講じなければならぬ。また、高さが2m以上の作業床の端等が墜落による危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い等を設けなければならない。しかしながら、本工事の工事記録写真について見ると、高さが2m以上の作業床を設けていない箇所における作業において、安全帯を使用する等の措置を講じていない。また、囲い等の上に乗り施工を行っている状況が認められた。作業について受注者を適切に指導・監督されたい。
		2		
50	港湾局	1	耐水性塗料の仕様確認を適正に行うべきもの	平成28年度元町港船客待合所改修工事は、船客待合所の外壁等の改修を行うものである。このうち、塗装改修について見ると、設計図等では、既存外壁パネル等への塗料の仕様は日本工業規格（JIS S）による耐水性塗料の仕様を有するものとしている。しかしながら、本工事で用いた塗料は、材料の規格又は性能を証明する書類がないため、求められた性能を有していることを確認できなかった。耐水性塗料の仕様確認を適正に行われた。
		2		
51	東京消防庁	1	橋の鉄筋の単面設定を行うべきもの	東京消防庁赤羽消防署片倉（29）改築工事は、老朽化した片倉の改築を行うものである。このうち、橋の構造計算により耐力を満たし設計図に示されているSD39.0の鉄筋の単面を計上するSD49.0の鉄筋の単面を計上している。このため、積算額216万円が過大なものとなっている。橋の鉄筋の単面設定を適正に行われた。
		2		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
52	東京消防庁	機材等導入費等の積算を適正に行うべきもの	東京消防庁立川防災施設（26）電灯設備改修工事は、立川防災施設に設置された電灯設備等を更新するものである。ところで、庁積算基準では、一定価格以上の機器を設置する場合には、播付費に加え、別に機材費を計上することとしながら、本工事の積算について見ると、一定質量未満の電灯分電盤に対して別に機材費等を計上している。このため、積算額約176万円が過大なものとなっている。機材等導入費等の積算を適正に行われた。	施設課は、「個別積算チェックリスト」を活用する際、複数チェックリストを適用する際、複数チェックリストを実施し、チェック体制の強化を図った。 【2-ウ】 課は、平成30年3月27日に平成30年度工事監査検討会を開催した。また、課は、平成30年5月14日から18日まで、各消防署を対象に平成30年度施設関係事務説明会を開催した。これらの会議により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。 【2-エ】
53	東京消防庁	機材設備の積算を適正に行うべきもの	東京消防庁調布消防署庁舎（29）改修工事は、老朽化した庁舎の改修を行うものである。ところで、庁積算基準では、機材設備の費用を共通機材費の半分に含める場合は、直接機材費の金額に応じて共通機材費率を補正することとしている。しかしながら、本工事では、補正する共通機材費率を誤ったため、積算額約237万円が過大なものとなっている。機材設備の積算を適正に行われた。	施設課は、工種別積算チェックリストを活用する際、チェック者から3名へ増加させることにより、チェック体制の強化を図った。 【2-ウ】 課は、平成30年3月27日に平成30年度工事監査検討会を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。 【2-エ】
54	交通局	トラック作業の積算を適正に行うべきもの	大江戸線勝どき駅改良土木工事は、ホーム・コンクリートの増築等を行うものである。ところで、局設計単価表では、トラック費用を含むとしている。しかしながら、本工事の資機材搬入に使用するトラック作業費用を積算について見ると、オペレータ費用を別に計上している。このため、積算額約998万円が過大なものとなっている。トラック作業の積算を適正に行われた。	建設工務部は、機械経費で建設機械等の費用が二重計上とならないよう、積算時のチェックリストを改訂し、チェック機能の強化を図った。 【2-ウ】 地下鉄改良工事事務所は、平成30年6月以降の工事変更について、同様に発生しないよう、所と部が共同で工事変更内容の事前確認を行うこととし、チェック体制の強化を図った。 【2-ウ】 所は、平成30年3月6日に所内会議を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。 【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
55	交通局	コンクリートの単価設定を行うべきもの	高松庁舎（機械設備）改修工事は、高松庁舎の空調換気設備等の改修を行うものである。このうち、コンクリートの単価設定については、材料費は局標準単価を用いているところ、誤って見積りにより単価設定を行っている。このため、積算額約6,770万円が過大なものとなっている。単価設定を適正に行われた。	建設工務部は、「適正な業務執行のあり方検討PTJ」を立ち上げ検討の上、「設計・積算照査会議」を設置し、同会議は平成30年8月より実施し、起工担当課の設計・積算が適切に行われていることを確認している。 【2-ウ】 建設課は、設計・積算照査会議前に積算について照査する「設計・積算チェックリスト」を改訂し、「機器仕様対比表」の検閲作成を実施した。 【2-ウ】 課は、平成30年5月8日に技術系職員転入者研修を実施した。課は、平成30年1月25日及び同月26日に故岡担当研修を実施した。 課は、平成30年4月27日に課内会議を開催した。また、同年7月11日に監査事務局に講師を依頼し、ロープレ研修を実施した。これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。 【2-エ】
56	交通局	コンクリートの配合に注するべきもの	補助81号線整備に伴う荒川線向原～東池袋四丁日間軌道移設工事（その3）は、都電荒川線の軌道移設等を行うものである。局土木工事標準仕様書では、土木コンクリートの配合を向上させるため、コンクリートの配合は5.5%以下と定められている。しかしながら、本工事で使用したコンクリートについて見ると、5.7%及び5.8%、7%の水セメント比となっている。このため、現場のコンクリートは、設計上の強度を満足しているものと、実質的な品質確保に配慮されたものとなっていない。コンクリートの配合について受注者を適切に指導・監督された。	建設工務部は、施工に当たり遵守すべき規定値と納入時の伝票等との比較により基準値超過を防止するため、新たにチェックシートを作成した。 【2-ウ】 部は、平成31年3月11日に駅内に指摘趣旨及びチェックシートの記入方法を周知した。志村線管理事務所は、チェックシート記入方法及びチェックシートに関する研修を平成30年2月28日、同年4月12日及び同年6月7日に実施した。これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。 【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	議じた措置の概要
57	水道局	ライヤーンズ工等の車庫設定を適正に行うべきもの	三郷浄水場第二排水処理所及びビクターダクト等築造工事は、葛飾区に立地する金町浄水場の更新工事に伴い低下水する施設能力相当の代替浄水施設を整備するものである。ライヤーンズ工等の車庫設定について見ると、誤って見積りにより行っているところ、誤って見積りのため、積算額約6.08万円が過大なものとなっている。ライヤーンズ工等の車庫設定を適正に行われた。	局は、起工変更時におけるチェックリストを改正し、新たに「最新の仕様書、基準類、手引き等を用いて設計・積算を行うこと」の項目を追加するとともに、平成31年1月27日に関係部署所に事務連絡を送付し、周知徹底した。 【2-ウ】局は、平成30年7月20日付けの文書により、基準改定の通知及び改定内容について、周知を図った。 建設部は、平成30年6月29日に設計・下流課長代理会議、及び同年10月12日に工務・工事課長代理会議を開催した。 務所は、平成30年6月5日に課長代理会議、及び同年6月15日・29日に課内会議を開催した。 これらの会議により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。 【2-エ】
58	下水道局	支保工の積算を適正に行うべきもの	八王子水再生センター放流渠(きよ)ほか建設工事は、放流渠(きよ)の築造及び既設放流渠(きよ)の耐震補強を行うものである。コンクリート打設時に使用する支保工については、平均設置高及び支保耐力によってT法を選択し、かつ、積算額約5.69万円が過大なものとなっている。支保工の積算を適正に行われた。	受注者の同意を得て、当該部分の過大な契約代金を契約変更により減額した。 【1-フ】流域下水道本部技術部設計課は、平成30年6月11日に付付てチェックリストの見直しを行い、各担当での複数チェック等を行うこととした。 【2-ウ】局は、平成30年11月13日に「T事監査フナローテック研修」を実施した。 流域下水道本部技術部は、平成30年7月31日に「技術部課長会」を開催し、平成30年12月14日に職場研修を開催した。 これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。 【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	議じた措置の概要
59	下水道局	道路浸透雨水水ますの透水性について受注者が適切に指導・監督すべきもの	品川区上大崎三丁目、東五反田五丁目付近雨排水工事、既設下水遊管の増強を図るものである。道路浸透雨水水ます(以下「ます」という。)の施工については、「ます」という。)の施工については、周囲の土砂がますに流入しないよう、垣根砕石の周囲に透水性シートを設け、透水性を確保することとしている。しかしながら、工事記録写真等について見ると、監査日(平成30年6月8日)現在、施工した全てのますについて透水性シートが一部設置されていない状況が認められた。 道路浸透雨水水ますの透水性の設置について受注者を適切に指導・監督された。	透水性シートが一部設置されていない状況が認められた箇所は、全て手直しするよう、平成30年6月19日に指示書により受注者へ指示した。その後、平成30年11月5日までに当該箇所全てのますについて適正に透水性シートが設置された。 【1-ク】南部下水道事務所建設課は、工架約時に受注者へ交付する指針書の記載項目について見直しを行い、平成30年10月以降の工事には、施工計画書にますの施工手順を明記させることとした。 【2-ウ】局は、平成30年11月13日に「工事監査フナローテック研修」を実施した。 建設部は、平成30年10月11日に「建設部四課長会」を開催した。 南部下水道事務所建設課は、平成30年9月26日に課内研修を開催した。 これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。 【2-エ】
60	教育庁	機木土留上の積算を適正に行うべきもの	都立大田総合高等学校(28)武道場機木土留上工事(その2)は、武道場の天井を改修するものである。機木土留上工事では、機木土留上工事の際に、足場からの墜落災害を防止するため、足場から安全な作業を行えるように手すり先行工法とすることとしている。しかしながら、木工事の枠組足場の工事記録写真等について見ると、手すり先行工法で設置していない状況が認められた。 工事の安全管理について受注者を適切に指導・監督された。	宮崎課は、チェックリストの照査項目を追加し、チェックリストの強化を図った。 【2-ウ】局は、平成30年4月17日に課内会議を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。 【2-エ】
61	教育庁	工事の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの	都立大田総合高等学校(28)武道場機木土留上工事(その2)は、武道場の天井を改修するものである。機木土留上工事では、機木土留上工事の際に、足場からの墜落災害を防止するため、足場から安全な作業を行えるように手すり先行工法とすることとしている。しかしながら、木工事の枠組足場の工事記録写真等について見ると、手すり先行工法で設置していない状況が認められた。 工事の安全管理について受注者を適切に指導・監督された。	宮崎課は、高所作業を行う工事について、新たに作成したチェックリストにより、手すり先行工法の適用が施工計画書に記載されたことを確認した後、工事着手することとした。 【2-ウ】局は、平成30年4月17日に課内会議を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。 【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要	
62	教育庁	1	自家用電気工 作物の点検 について 受託者を適 切に指導・ 監督すべし きもの	平成29年度都立学校自家用電気工 作物保安管理業務委託(中部支所)設 置は、都立学校に設置されている電気設 備の安全を確保するために月1回の点 検を行うものである。電気事業法施行規則(平 成7年通商産業省令第77号)に基づ いた本工事の契約図書では、点検の頻 度について、自家用電気工作物の設 置、改造等の1事期間中においては毎 週1回と定めている。 しかしながら、本委託の対象である 都立北特別支援学校について見ると、 別途に発注された当該自家用電気工 作物である高圧変圧電盤の工事が行われ ていたにもかかわらず、期間中におけ る週1回の点検が行われていない状況 が認められた。 自家用電気工作物の点検について受 託者を適切に指導・監督されたい。	都立学校教育部は、平成30年度以 降の自家用電気工作物保安管理業務委 託契約において受託者に指導監督を委託 することとし、受託電設備工事実施校 における工事期間中の週1回の点検を 徹底することとした。【2-2ウ】 部は、平成30年3月22日に施設 開催会議を開催し、指導監督及び再登 防止の取組について周知を図った。 【2-2エ】
		2			

【平成30年財政援助団体等監査】

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要	
63	総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	1	契約事務を 適切に行う べきもの	法人は、予定価格が50万円未満 の研究費の支出に係る契約は、単教員 積りにより、教員が契約事務を行うこ とができるとされている。 理系管理課において研究 費の支出を見たところ、総額が50万 円以上にもかかわらず、分割発注さ れ、単教員積りにより教員が契約事務 を行っている契約が認められた。7/川 未端の契約は、3人以上の見積りをもと に行っており、適切に契約の取りまどめ や透明性が確保される。 法人は、契約事務を適切に行われた い。	平成31年1月及び2月の各学部の 教授会等の会議において、本件指導事 例を共有し注意喚起を行った。事務担 当者向け説明会においても、同様の指 導を行った。 また、平成31年1月に法人内に通 知を発出し、分割発注防止に向けた適 正な契約処理について注意喚起を行っ た。【2-2エ】 さらに、事務担当者向けの「契約事 務の手引き1及び全教員が活用する 「研究費の取扱い」に本件指 導の防止及び平成31年1月に法人 内に通知した内容について確認の上、 契約事務を適切に行うことを記載し た。【2-2ウ】
		2			
64	総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	1	履行確認を 適切に行う べきもの	法人は、各部署において、学生等の 個人情報を取り扱う事務について委託 契約を締結している。 これらの委託契約を見たところ、一 部の書類を所蔵し、仕様書に定めた書類 が受託者から提出されていない状況が 認められた。 法人は、仕様書の定めに基づき、履 行確認を適切に行われたい。	現行の電子仕様書の項目を精査し、 受託者が取り扱う情報の重要度やリス クに応じて特記仕様書及び受託者が提 出すべき書類を3区分に整理するとと もに、委託者と受託者の双方が確認し やすいチェックシートを作成した。 【2-2イ】 また、平成31年1月実施の担当 向け説明会及び管理職会議にて、本件 指導事例を共有し注意喚起するにとも に、新たな仕様書の取扱いについても 指導を行い、法人内に通知を発出し た。【2-2エ】
		2			
65	総務局 (公立大学 法人首都大 学東京)	1	防犯カメラ の運用を適 切に行うべ きもの	法人では、首都大学東京防犯カメラ 取扱要綱を定めており、各キャンパス に設置する防犯カメラ運用業務を委託 する場合、受託者はこの要綱の定めを 遵守することとなっており、一部の委託契約を見 たところ、仕様書に要綱遵守の記載が なく、映像データの目的外利用禁止等 の定めを知り得ない状況である。つ いて定めることにより、防犯カメラの運 用を適切に行われたい。	平成31年1月24日に首都大学東 京防犯カメラ取扱要綱を改正し、防犯 等を目的として巡回等業務を委託する 場合に防犯カメラの操作等を受託者に 行わせることができる旨を明記した。 【2-2ア】 また、平成31年2月14日の事務 連絡会において各部署に要綱遵守と ともに、防犯カメラを取り扱う委託契約 等の際には仕様書等に要綱遵守を明記 するよう周知徹底を図った。 【2-2エ】
		2			

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約		講じた措置の概要	
			措置区分			
66	総務局 (公益法人 法人東京都大 学東京)	ホームページの情報を適切に整備すべき	1	法人は各キャンパスの管理運営を 行っており、施設の有効活用のため、 貸出情報をホームページに掲載して いる。ところで、南大沢キャンパスの掲載 状況を見たところ、監査日(平成30 年10月23日)現在、運動施設のみ の掲載となっており、教室等が掲載さ れていないことが認められた。法人は、 ホームページの情報を適切 に整備された。	当初は掲載していたが、ホームページ 更新に伴い掲載しなくなった南大沢 キャンパスの施設貸出に關する情報 について、平成30年10月26日に ホームページに掲載した。	
			2	財団は、私立高等学校定時制及び通信 教育振興奨励費交付要綱に基 づき、有職である生徒等に教科書等の 給付事業を実施している東京都の区域 内にある私立高等学校定時制又は 通信制課程の設置者に対し、助成金を 交付している。助成事業者は、助成対 象事業を完了したときは、実績報告書 に助成金事業に係る収支決算書を送付 して、事業完了日から起算して30日 以内又は財団理事長に提出することと している。ところで、助成金の交付事務手続を 見たところ、申請書のあった3校に対し て財団が収支決算書を3月1日以降 に提出させている状況が認められた。財 団は、私立高等学校定時制及び通信 教育振興奨励費交付事務を適 正に行われた。	【1-1-エ】 今後、ホームページの掲載内容の追 加・修正・削除を行う場合は、掲載す る内容について、掲載前の精査・ チェックを徹底することとし、平成 31年3月14日付事務連絡により、 法人内に周知徹底を図った。 【2-1-ウ】	
67	生活文化局 (公益財団 法人東京都 私学財団)	私立高等学校 通信教育 振興奨励費 助成金交付 事務を適正 に行うべき	1	高は、「私立学校教育助成金調査票 (A表・B表)記入の手引き 幼稚園 用」により、交付年度の5月1日現在 の園児数に基づき、補助金を算出し、 交付している。ところで、学校法人星野学園の小 みどり幼稚園における補助金の交付状 況を見たところ、補助対象は、5月9 日入園の園児1名が含まれていたこと が認められた。平成28年度において 2月11日、5000円が過大交付となっ ていた。学校法人星野学園は、過大に交付さ れた補助金を返還された。 局は、補助金の交付に係る星野学園 正に行うとともに、学校法人星野学園 に対し、補助金の返還を求められた。	高は、過大に交付された補助金2万 1,500円について、学校法人星野学 園に対して返還を求めた。返還及び事 務の改善に係る願末書が提出され、平 成31年1月24日に返還された。 【1-1-ア】 各学校法人において、5月1日現在 の在籍園児数のセルフレジチェックが確定 に行えるよう、平成31年度より「調 査表(B表)」の様式の改善を図ること とし、案を作成した。 また、対面による受付時にも併せて 確認を行うよう担当職員に周知徹底を 行った。 【2-1-ウ】	
			2	高は、私立高等学校定時制及び通信 教育振興奨励費交付要綱に基 づき、有職である生徒等に教科書等の 給付事業を実施している東京都の区域 内にある私立高等学校定時制又は 通信制課程の設置者に対し、助成金を 交付している。助成事業者は、助成対 象事業を完了したときは、実績報告書 に助成金事業に係る収支決算書を送付 して、事業完了日から起算して30日 以内又は財団理事長に提出することと している。ところで、助成金の交付事務手続を 見たところ、申請書のあった3校に対し て財団が収支決算書を3月1日以降 に提出させている状況が認められた。財 団は、私立高等学校定時制及び通信 教育振興奨励費交付事務を適 正に行われた。	【1-1-エ】 今後、ホームページの掲載内容の追 加・修正・削除を行う場合は、掲載す る内容について、掲載前の精査・ チェックを徹底することとし、平成 31年3月14日付事務連絡により、 法人内に周知徹底を図った。 【2-1-ウ】	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約		講じた措置の概要	
			措置区分			
69	財務局 (株式会社 セントラル プラザ)	業務履行に 係るチェク シートを見 直すべきも の	1	高は、所管する東京都板橋田橋庁舎に 係る清掃業務を行うため、公社と管理 協定を締結し、公社は、清掃業務履行 のために契約を締結している。 そこで、委託者から提出された清掃 完了報告書を見たところ、年2回変更 清掃について、平成28年度より平成 29年度の計4回、実施日、実施場所、 作業員印が空欄となっており、履行所 の確認できないにもかかわらず、公社は 高へ業務完了届を提出し、局も公社に 対し代金を支払った。業務履行に係る チェクシートを見直された。	【2-1-イ】 局は、完了報告書の受理 時、その内容について建築保全部員 管理課の渡辺職員での履行確認を徹底 するとともに、平成31年1月22日に同 課を定めた課内会議で周知し、再発防 止を図った。 【2-1-エ】 公社は、平成30年10月29日の 社内会議において、作業1時の確認 を徹底するとともに、都への提出時に 管理課内にて渡辺チェクシートを行うこと とした。	
			2	高は、セントラルプラザビルに東京 都板橋田橋庁舎を所有しており、局は等 都管理者として庁舎を各局の事務室へ使 用許可を行っているほか、外部団体へ使 用許可を行っている。管理する異なる箇所 とすることで、局が管理する箇所と現況 を照合し、現況と管理する箇所との 重複確認された。使用許可期間は継続し ており、また、使用許可期間が満了して いるにもかかわらず、局は使用許可 付体に使用財産の変更を承認し、現況 を物差しで確認し、変更工事の内容を確 認できない。局は、使用許可付体が行った変更工 事の履歴について適切に管理し、現況 は適切でない。	局は、平成30年11月、東京都板 橋田橋庁舎における全使用許可団体及び その所管局に対して、これにより管理図 面との相違が判明した箇所について、変 改箇所を反映させた図面を修正し、管 理図面と併せて保管することとした。 【1-1-イ】 高は、新規に使用許可を行う際及び 使用許可後において、使用者が形質変 改の使用申請をした場合には、申請図面 の他の詳細図書(の図面・保管を徹底す るよう)、平成31年1月22日に付 た建築保全部員管理課の課内会議で 確認した。 【2-1-エ】	
70	財務局 (株式会社 セントラル プラザ)	使用許可団 体の改修工 事について 管理し、現況 を正しく把 握すべきも の	1	局が公社に支払う業務費について は、協定で年間の金額を定めている が、この協定金額と、公社が共同企 体に課した再委託金額を比較したと ころ、協定金額より再委託金額の方が 低額となっていた。これにより、局が再委託金額を事前に把 握できる状態であったにもかかわらず、 協定を締結したことによるものである。 これにより、局が実際に業務に要す る経費より39万3,723円(監査 事務局試算)9万3,723円(監査 局は、協定金額を支払っているのは 適切でない。	【2-1-イ】 局は、完了報告書の受理 時、その内容について建築保全部員 管理課の渡辺職員での履行確認を徹底 するとともに、平成31年1月22日に同 課を定めた課内会議で周知し、再発防 止を図った。 【2-1-エ】 公社は、平成30年10月29日の 社内会議において、作業1時の確認 を徹底するとともに、都への提出時に 管理課内にて渡辺チェクシートを行うこと とした。	
			2	高は、セントラルプラザビルに東京 都板橋田橋庁舎を所有しており、局は等 都管理者として庁舎を各局の事務室へ使 用許可を行っているほか、外部団体へ使 用許可を行っている。管理する異なる箇所 とすることで、局が管理する箇所と現況 を照合し、現況と管理する箇所との 重複確認された。使用許可期間は継続し ており、また、使用許可期間が満了して いるにもかかわらず、局は使用許可 付体に使用財産の変更を承認し、現況 を物差しで確認し、変更工事の内容を確 認できない。局は、使用許可付体が行った変更工 事の履歴について適切に管理し、現況 は適切でない。	【2-1-イ】 局は、完了報告書の受理 時、その内容について建築保全部員 管理課の渡辺職員での履行確認を徹底 するとともに、平成31年1月22日に同 課を定めた課内会議で周知し、再発防 止を図った。 【2-1-エ】 公社は、平成30年10月29日の 社内会議において、作業1時の確認 を徹底するとともに、都への提出時に 管理課内にて渡辺チェクシートを行うこと とした。	
71	オリエン ティブ クラブ センター 準備 局 (株式会社 東京スタ ジアム)	協定締結事 務を適切に 行うべきも の	1	局が公社に支払う業務費について は、協定で年間の金額を定めている が、この協定金額と、公社が共同企 体に課した再委託金額を比較したと ころ、協定金額より再委託金額の方が 低額となっていた。これにより、局が再委託金額を事前に把 握できる状態であったにもかかわらず、 協定を締結したことによるものである。 これにより、局が実際に業務に要す る経費より39万3,723円(監査 事務局試算)9万3,723円(監査 局は、協定金額を支払っているのは 適切でない。	【2-1-イ】 局は、完了報告書の受理 時、その内容について建築保全部員 管理課の渡辺職員での履行確認を徹底 するとともに、平成31年1月22日に同 課を定めた課内会議で周知し、再発防 止を図った。 【2-1-エ】 公社は、平成30年10月29日の 社内会議において、作業1時の確認 を徹底するとともに、都への提出時に 管理課内にて渡辺チェクシートを行うこと とした。	
			2	高は、セントラルプラザビルに東京 都板橋田橋庁舎を所有しており、局は等 都管理者として庁舎を各局の事務室へ使 用許可を行っているほか、外部団体へ使 用許可を行っている。管理する異なる箇所 とすることで、局が管理する箇所と現況 を照合し、現況と管理する箇所との 重複確認された。使用許可期間は継続し ており、また、使用許可期間が満了して いるにもかかわらず、局は使用許可 付体に使用財産の変更を承認し、現況 を物差しで確認し、変更工事の内容を確 認できない。局は、使用許可付体が行った変更工 事の履歴について適切に管理し、現況 は適切でない。	【2-1-イ】 局は、完了報告書の受理 時、その内容について建築保全部員 管理課の渡辺職員での履行確認を徹底 するとともに、平成31年1月22日に同 課を定めた課内会議で周知し、再発防 止を図った。 【2-1-エ】 公社は、平成30年10月29日の 社内会議において、作業1時の確認 を徹底するとともに、都への提出時に 管理課内にて渡辺チェクシートを行うこと とした。	